

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
1 [3]	東京地裁平成27年6月16日判決・D1-Law29022044	名誉毀損、 名誉感情 、ウェブサイト上の投稿記事、 差止請求権の根拠	Xが、Yにおいて開設したウェブサイト上にYが掲載した投稿記事が、Xの名誉又は名誉感情を毀損するものであると主張して、Yに対し、損害賠償請求をするとともに、名誉権又は人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	請求認容 (削除肯定)	「Xは、Yに対し、別紙記事目録1ないし6記載の各文言の削除を求めているところ、上記各文言は侮辱的なものであり、Xの名誉感情を社会通念上看過し得ない程度に侵害する違法な行為に当たることはすでに説示したとおりであるが、これらが削除されない限り、Xに継続して損害が生じることが予想される。 したがって、Xは、Yに対し、人格権に基づき別紙記事目録1ないし6記載の各文言の削除を求めることができる。」	
2 [3]	東京地裁平成28年10月12日・判決D1-Law29021299	名誉毀損、 名誉感情 、ウェブサイト上の投稿記事、 差止請求権の根拠	Xら（学習塾経営会社・その代表者）が、Y法人において運営するインターネット上の電子掲示板サイトに掲載された投稿記事が、Xの名誉又は名誉感情を毀損すると主張して、Y法人に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	請求認容 (削除肯定)	「上記投稿記事については、Xらの客観的な社会的評価を低下させ、又は名誉感情を侵害するものであり、かつ、Xに重大で回復困難な損害が生じるおそれがあると認められるから、Xの人格権に基づく削除請求を認めるべきである。」	
3 [3]	仙台地裁平成30年7月9日・D1-Law28263326	人格権（氏名や出身地に関する虚偽の事実の摘示による侵害） 、インターネット上の投稿、 差止請求権の根拠	X（河北新報社元役員）が、Y会社において管理・運営するインターネット上の掲示板サービスに掲載された、Xの氏名及び出身地について虚偽の事実を記載した記事が、Xの人格権（人格的利益）を侵害すると主張して、Y会社に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求するとともに、削除しないことについて不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものとされている（最高裁昭和58年（オ）第1311号・同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）。また、人の出自・国籍は、一般に、その人の人格形成に深く結びつくものとして理解されており、人は、自らの出自・国籍に強い愛着を抱いているのが通常である。以上を踏まえると、人は、氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらう法的な利益すなわち人格的利益を有しているというべきであり、そして、特定電気通信により氏名及び出自・国籍について虚偽の事実が流通すると、それによって上記人格的利益が著しく侵害されるといえるから、特定電気通信により氏名及び出自・国籍について虚偽の事実を摘示された者は、特定電気通信役務提供者に対し、上記人格的利益が侵害されたことを理由に、人格権に基づき、当該虚偽の事実の削除を求めることができると解するのが相当である。 したがって、Xは、特定電気通信役務提供者であるYに対し、人格権に基づき、Xの氏名及び出自・国籍について虚偽の事実を摘示した本件投稿記事の削除を求めることができる。」	
4 [7]	京都地裁平成29年4月25日判決・D1-Law28252196	プライバシー 、氏名、住所、電話番号、ウェブサイト上の投稿記事、 差止請求権の基準 、 明らかな	X（私企業勤務）が、Yにおいて管理、運営する、市町村等の地域ごとに個人の氏名、住所及び電話番号が整序されて掲載され、氏名等による検索が可能なウェブサイト上に、Xの氏名、住所及び電話番号等が掲載されていることが、Xのプライバシーを法的利益とする人格権を侵害するものであると主張して、Yに対し、人格権に基づきXの氏名等の削除及びXの氏名等の掲載の事前差止を請求するとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「プライバシーが法的保護に値するのは、その開示が私生活上の平穏を害するおそれがあるからである。そうすると、プライバシーがプライバシーを開示する行為がいつでも違法となるわけではなく、開示されるプライバシーの性質、開示による不利益の程度、開示の相手方、開示の方法及び開示の状況を総合考慮して、推定的な同意があるといえるか、受任限度の範囲内か、公益の優越が認められるかを検討し、これらが認められない場合にその違法性を肯定すべきである。」 「ウェブサイトがプライバシーが開示されている場合、これを公開されない法的利益とこれを公開する法的利益とを比較衡量し、前者が優越することが明らかな場合には、これらの情報の削除を求めることができるというべきである。」 「Yがその違法行為を行うおそれがある場合、Xはプライバシーを法的利益とする人格権に基づき、その差止めを求めることができる。」	
5 [7]	東京高裁令和2年6月8日決定・D1-Law28283592	プライバシー 、前科等、SNS（ツイッター）の投稿記事、 差止請求権の基準 、 明らかな	X（強姦致傷事件で逮捕され、その後、嫌疑不十分を理由として不起訴処分とされた者）が、事業者Yにおいて管理運営する短文投稿サイトに投稿された、Xの逮捕に関する記事が、Xのプライバシーを侵害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該投稿記事の削除の仮処分を求めた事案。	原決定取消 (削除肯定)	「個人のプライバシーをみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるものである。他方、Yは、インターネット上で短文の投稿を受け付け、これを広くインターネットを利用する公衆に閲覧させるサービスを提供する事業者であるところ、このようなサービスは、公衆がインターネット上で情報を発信したり、入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤としての役割を果たしているといえる。そして、Yが投稿記事を一般の閲覧に供する行為が違法とされ、その削除を余儀なくされる場合には、Yによる提供を通じて上記サービスが情報流通の基盤としての役割を果たすことが制約されることになり、ひいては公衆による情報の発信や入手にも制約が及ぶことになる。 このようなYによる上記サービスの提供行為の性質等を踏まえると、本件サイトのようなインターネット上のウェブサイトにおいて、ある者のプライバシーに属する事実を含む投稿記事を一般の閲覧に供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記投稿記事の目的や意義、上記投稿記事が記載された時の社会的状況とその後の変化、上記投稿記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該事実を情報として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、Yに対し、当該投稿記事を削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
6 [7]	東京高裁令和2年6月29日判決（東京地裁令和元年10月11日判決の控訴審）・判タ1477号44頁・判時2462号14頁・D1-Law28282177	プライバシー，前科等，SNS（ツイッター）の投稿記事，差止請求権の基準， 明らか	Xが、Yにおいて管理運営するSNS（ツイッター）に投稿された、Xの逮捕に関する報道機関の記事を転載するなどした投稿記事が、Xの前科等を公表されない利益や社会生活の平穏を害されない利益に係る人格権を侵害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	原判決 一部取消 (削除否定)	<p>「Yは、インターネット上のウェブサイトであるツイッターを管理運営し、一般のユーザーからの短文の投稿記事を受け付け、この短文の投稿記事を広く一般のユーザーに閲覧させるサービスを提供している。全世界におけるツイッターへの月間アクセス数は約39億回（平成29年6月当時）であって、全世界で6番目にアクセス数が多いウェブサイトである。一般の私人のほか、米国の現職大統領をはじめとして、各界の著名人、官公庁、民間企業も、ツイッターを利用して情報発信を行い、これを受信する者も非常に多数にのぼる。ツイッターには検索機能が付加されており、利用者が検索ワードを入力すると、投稿記事中からこれらに対応するものが検索結果として表示される。この検索機能は、公衆がツイッター上の膨大な量の投稿記事の中から必要なもの入手することを支援し、ひいては投稿者による投稿行為の情報発信力も高めるものである。そうすると、ツイッターは、その検索機能と併せて、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているといえることができる。ツイッターに投稿された記事の削除を命じることは、ツイッター上の記事の投稿及び閲覧並びに付属の検索機能を通じて果たされている、インターネット上の情報流通の基盤としての役割に対する制約となる。</p> <p>そうすると、プライバシーに属す事実を含む投稿記事を、ツイッター上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、当該投稿記事の目的や意義、当該投稿記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、当該記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と各投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものである。そして、Yに対して、ツイッター上の投稿記事の削除を求めることができるのは、比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限り解するのが相当である。」</p>	
7 [7]	札幌地裁令和3年1月13日決定・D1-Law28290468	名誉毀損，プライバシー，前科等，動画サイトの投稿記事，差止請求権の基準， 明らか	X（教え子に対する傷害事件により逮捕され、その後、不起訴処分とされた塾講師）が、Yにおいて管理・運営する動画投稿サイト（YouTube）上に、「学習塾で教え子に暴力を振るって障害容疑で塾講師●●●を逮捕！」と題する動画が投稿され、公開されていることによって、Xの名誉権、プライバシー権及び更生を妨げられない権利が侵害されていると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該動画の削除の仮処分を求めた事案。	却下 (削除否定)	<p>「本件動画サイトへの令和元年6月の全世界における月間アクセス数は約243億回であり、全世界で2番目に多いアクセス数となっており、一般人のみならず、首相官邸や民間企業等が自らの情報を発信するためのチャンネルを開設し、あるいはテレビ各局等が日々のニュースに関する動画を多数投稿している」という事実によれば、「本件サイトは、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と認められる。」</p> <p>「以上によれば、プライバシーに属する事実を含む本件動画を本件サイト上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定（民集71巻1号63頁参照）を参考として、〈1〉当該事実の内容及び性質、〈2〉当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、〈3〉その者の社会的地位や影響力、〈4〉当該動画の目的や意義、〈5〉当該動画が掲載された時の社会的状況とその後の変化、〈6〉当該動画において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該動画を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断し、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、当該サイトの運営会社に対して、当該動画を削除することを求めることができると解することが相当である。</p> <p>これに対し、Xは、本件動画の削除を求める本件に平成29年最決の射程は直ちに及ばず、より緩やかに認められるべきである旨主張する。しかしながら、本件は、検索事業者自身による表現行為という要素はないものの、本件サイトが、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることなどからすれば、平成29年最決の判断基準を参考に判断することが相当というべきである。」</p>	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
8 [7]	東京高裁平成30年7月2日判決・D1-Law28263456	プライバシー、破産情報、検索結果、ブログサービスの投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X(破産会社の代取であった者)が、Y会社(ヤフー)において管理運営するインターブログサービスに、Xが代表取締役を務める会社が破産手続開始決定を受けたことなどが記載された記事が投稿されていること、同じくY会社において管理運営するネット検索エンジンのウェブサイトにおいて、Xの氏名で検索すると、同記事に係るURL等情報が表示され、その抜粋としてXが代表取締役を務める会社が破産手続開始決定を受けた事実が記載されていることが、Xの人格権(プライバシー)を侵害するものであると主張して、Y会社に対し、当該記事及び当該検索結果の削除を請求するとともに、発信者情報開示請求をした事案。	控訴棄却(削除否定)	○検索結果の削除 (※最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁(29年最決)を引用し、本件に係る諸事情を検討した上、)「以上の検討を踏まえれば、本件事実は、他人にみだりに知られたいXのプライバシーに属する事実を含むものではあるが、本件事実は、Xが代表取締役を務める本件会社が破産手続開始決定を受けたという本件会社に利害関係を有する者やXと取引関係に入ろうとする者が正当に関心を持つべき、公共の利害に関する事項であり、官報や登記簿に掲載されてだれでも見ることができる秘匿性の低い事項であるといえ、本件事実を知られることによりXの被る被害は受忍することができないとはいえない精神的苦痛のみであって、それ以外の具体的被害は想定できないといえ、本件記事の目的は公共の利益に資するものであるといえる。以上の諸事情に照らすと、本件記事がXの氏名を条件とした場合に上位の検索結果として出現し、本件事実の伝達される範囲は必ずしも厳格には限定されていないこと、本件会社の破産手続終結から約6年が経過していることなどの事情を考慮しても、本件記事のURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情より、Xの本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」 ○ブログサービス記事の削除 「プライバシーに属する事実を含む記事の掲載等については、その事実を公表されない法的利益とその記事を公表する理由に関する諸事情とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合には、違法と評価されるものと解するのが相当である(最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁参照)。」	第1審(東京地方裁判所平成29年11月13日判決/D1-Law29046066)
9 [9]	東京高裁平成29年11月22日判決・判タ1453号103頁・判時2384号30頁	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X(東証一部上場純粋持株会社で、傘下には、スーパー事業を営む完全子会社等がある。)が、Y会社において発行している週刊誌の記事及び同週刊誌に関する新聞広告、中吊り広告及びウェブサイトの広告により、Xの名誉が毀損されたとして、Yに対し、損害賠償請求をするとともに、民法723条に基づく名誉回復措置として記事及び広告の削除を請求した事案。	控訴棄却(削除認容)	「ウェブサイト広告については、現在でも、別紙4の1記載のウェブサイトを開覧することによって、別紙4の2記載のウェブサイト広告(目次及び中吊り広告)を見ることができる状況が続いている。ウェブサイト広告には、Xが猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品を現実に販売したと誤解される記載がされていることに照らすと、Xの名誉回復のため、Yに対しウェブサイト広告のうち、「中国猛毒米」という表現中の「猛毒」の二文字の削除を命ずる必要があると認められる。他方、「猛毒メタミドホス汚染米」という表現中の「猛毒」の二文字の削除を含め、ウェブサイト広告のうちその余の部分の削除を命じる必要性がないことは、前記説示から明らかである。」	
10 [9]	東京地裁令和2年7月30日判決・D1-Law29060697	名誉毀損、ブログサービス上の投稿記事、差止請求権の基準	X(不動産業を営む株式会社)が、Y会社(ニフティ)の提供するブログ開設サービスを利用して投稿された記事がXの名誉を毀損する内容であると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該投稿記事の削除を求めると共に、発信者情報開示を請求した事案。	請求認容(削除肯定)	「以上によれば、本件記述1を含む本件記事は、Xに対する名誉毀損を構成することは明らかであるから、発信者情報の開示請求における法4条1項1号の権利侵害の明白性の要件を充足する。 また、過去に一度Y会社による任意の削除措置が講じられたにもかかわらず、分量・内容の両面において記事の主要部分を占める本件記述1を含む本件記事が再度掲載されたことにより名誉毀損の被害を受け続けているXは、本件ブログの管理を含む本件サービスを利用者に提供し、利用規約等に違反する投稿記事の削除権限を有するY会社に対し、名誉権に基づいて本件記事全体の削除を請求することができ、Y会社は、当該削除請求に応じる条理上の義務を負うというべきである。」	
11 [9]	東京高裁令和2年1月28日決定・D1-Law28282466	名誉毀損、検索結果、差止請求権の基準、明らか	Xが、Y(グーグル)において提供、管理するインターネット上のウェブサイトにおいて、Xの氏名等を検索キーワードとして検索すると、Xの人格権(名誉権)を侵害する検索結果が表示されるなどと主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該検索結果の削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却(削除否定)	「検索結果の提供が検索事業者自身による表現行為という側面を有することや、検索事業者による検索結果の提供が現代社会において果たす情報流通基盤としての役割の重要性に鑑みれば、検索結果の削除を命ずることが許されるのは、検索結果による摘示事実が人の社会的評価を低下させるものであることを前提として、検索結果による事実摘示が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、又は、摘示事実が真実でないことが明らかであると認められる場合であると解するのが相当である。」	(第1審)さいたま地方裁判所令和2年1月28日判決・D1-Law28282465

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
12 [9]	東京高裁平成29年10月30日決定・D1-Law28261411	名誉毀損, プライバシー, 検索結果, 差止請求権の基準, 明らか	Xが, Y (ヤフー) において管理運営するインターネット上のサイト上に, 「準暴力団●●氏」等の検索結果が掲載されていることがXの名誉毀損又はプライバシー侵害であると主張して, 人格権としての名誉権又はプライバシー権に基づく差止請求権を被保全権利として, 検索結果削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却 (削除肯定)	「本件サイトの検索結果に示された記事の中にある者の名誉を毀損する事実がある場合において, 同検索結果の提供が違法と判断される場合には, その者はYに対し, 人格権としての名誉権に基づいて上記検索結果の抹消を請求することができるかと解するのが相当である。そして, この違法性の判断は, プライバシー権と名誉権とは, それぞれ被侵害利益が異なり, これに応じてその侵害行為の性質も異なることからすれば, その検索結果の提供が公共の利害に関する事実に係り, その目的が専ら公益を図るものであるか否か, 或いは摘示された事実が真実であるか否かという観点から検討されるべきものである (最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁 (以下「昭和41年最判」という。)) 参照。なお, 検索結果削除請求は人格権に基づく差止請求権を根拠とするものであるところ, かかる差止請求権が認められるために行業者側の故意過失を必要とするものではないから, いわゆる相当性の抗弁 (摘示にかかる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由の存在) は検索結果請求の可否を検討する際には問題とならないと解される。 もっとも, 検索結果の削除請求を認めることは表現の自由に対する抑制である上, Yのような検索事業者の場合, インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を収集, 整理し, これを提供する立場にあるだけであって, その提供行為に表現行為としての側面があるとしても, 情報の内容には関知していないのが通常であり, 摘示された事実の真実性や相当性に関する立証を行うのは困難な状況にあるといえることができるから, 昭和41年最判が示した基準をそのまま当てはめると, 検索事業者による検索結果の提供行為 (表現の自由) を大きく制約し, その社会的役割の重要性を損なうおそれがあるといわざるを得ない。 そうすると, 検索事業者がある者の名誉を毀損する事実を含む検索結果を提供する行為が違法となるのは, 違法性阻却事由が存在しないことが明らかなる場合, すなわち, 検索結果に摘示された事実が公共の利害に関する事実でないこと若しくは検索結果に係る投稿が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか, 又は検索結果に摘示された事実が真実でないことが明らかである場合に限られると解するのが相当である。」	
13 [9]	東京高裁令和2年1月20日決定・D1-Law28282463	名誉毀損, 検索結果, 差止請求権の基準, 明らか	Xが, Y法人の提供する検索サービスにおいて, Xの氏名により行った検索結果として表示される「詐欺」等の文言を含む投稿記事が, Xの人格権 (名誉権) を侵害すると主張して, 人格権に基づく妨害排除請求権を被保全権利として, 当該投稿記事の削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却 (削除否定)	「ウェブサイト検索サービスを提供する検索事業者が, ある者に関する条件による検索の求めに応じ, その者の名誉を侵害する記事等が掲載されたウェブサイトのURLや表題 (タイトル), 抜粋 (スニペット) を検索結果の一部として提供する行為が違法となり, 当該検索事業者に対して当該URL等の情報を検索結果から仮に削除する旨の仮処分命令が発令されるためには, 検索結果の提供が検索事業者自身による表現行為という側面を有すること, ウェブサイト検索サービスが現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること, 保全処分の手続において, 検索結果に示されるURLに係るウェブサイトの作成者が検索結果の削除を求める者に対して反論をすることができず, 当該検索事業者が当該作成者に調査を行った上で反論をすることも困難であること, 一方, 抗告人は, ウェブサイトの管理者に対して発信者情報の開示を求め, その作成者に対してウェブサイトの記事の削除を求めることもできること, 本件が検索結果の削除を保全処分という簡易な手続によって求めるものであることなどからすると, 検索結果として示される表題 (タイトル), 抜粋 (スニペット) 及びURLに係るウェブサイトの内容として摘示される事実が, 公共の利害に関するものでないこと, 専ら公益を図る目的に出たものではないこと, その重要な部分が真実ではないことのいずれかが認められることが明らかなることについての疎明が必要になるものと解するのが相当である。」	(第1審) 千葉地方裁判所令和元年9月26日決定・D1-Law28282461

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
14 [9]	東京高裁平成30年8月23日判決・D1-Law28263939	名誉毀損, 検索結果, 差止請求権の基準, 明らか	Xが, Y(グーグル)が管理運営する検索サービスにおいて, ●●●で検索すると, その検索結果として, Xらが詐欺商材を販売し, 詐欺行為をしているとの事実が摘示されることが, Xに対する名誉毀損であると主張して, Yに対し, 人格権に基づき, 当該検索結果の削除を請求した事案。	控訴棄却(削除否定)	<p>「検索事業者による検索結果の提供は, 検索事業者自身による表現行為という側面を有するとともに, 検索結果の提供は, 公衆が, インターネット上に情報を発信したり, インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり, 現代社会において, インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているところ, 検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ, その削除を余儀なくされるということは, 検索事業者による表現行為の制約であるとともに, 検索結果の提供を通じて果たされている上記の役割に対する制約でもあり, また, 検索結果の提供の差止めは, 事前抑制であることの性質上, 予測に基づくものとならざるを得ないこと等から, 損害賠償(民法710条)又は名誉回復のための処分(民法723条)等の事後救済の場合よりも広汎にわたり易く, 濫用のおそれがある上, 実際の抑制的効果が事後救済の場合により大きいと考えられるのであって, 検索結果の提供の差止めは, 表現の自由を保障する憲法21条の趣旨に照らし, 厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容することができると解するのが相当である。」</p> <p>そして, 最高裁昭和61年6月11日大法廷判決(民集40巻4号872頁。以下「最高裁昭和61年判決」という。)は, 「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価, 批判等の表現行為に関するものであって, 本件検索結果の提供という表現行為とは異なるものの,」「本件検索結果において摘示された本件摘示事実は, 公共の利害に関する事実であるから, その点で, 本件検索結果の削除請求については, 最高裁昭和61年判決が判示する要件が基本的に妥当するものといえる。」</p> <p>「以上の事情を総合考慮すると, Xの名誉毀損を理由とする人格権に基づく本件検索結果の削除請求, すなわち, 公共の利害に関する事実である本件摘示事実に係る表現行為の差止請求については, 本件摘示事実による表現行為が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか, 又は, 本件摘示事実が真実でないことが明らかであって, かつ, 被害者であるXが重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には, 上記の表現行為の価値がXの名誉に劣後するということができ, 有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから, 上記のような要件を具備するときに限って, これが許されると解するのが相当である。」</p>	(第1審)東京地裁平成30年1月31日判決・D1-Law28262355(上告審)最高裁令和元年7月16日決定・28273301
15 [9]	大阪高裁令和元年5月24日判決・D1-Law28274533	プライバシー, 名誉毀損, 検索結果, 差止請求権の基準, 仮処分と本案訴訟, 元暴力団構成員, 明らか	元暴力団構成員であり, 全国的に事業を展開する会社の代表取締役等を務めるXが, Y(グーグル)の提供する検索サービスにおいて, Xの氏名を入力して検索を行うと, 暴力団構成員であったことや恐喝事件, 同和利権問題に関与していたことが記載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋が提供されることが, Xの人格権としてのプライバシー権及び名誉権を侵害するものであると主張して, 人格権に基づき当該検索結果の削除を請求するとともに, 削除しないことについて不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	抗告棄却(削除否定)	<p>○プライバシー権: 最高裁平成28年(許)第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁(以下「平成29年決定」という。)の基準を引用した上, 「検索事業者による検索結果の提供は, 公衆が, インターネット上に情報を発信したり, インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり, 現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ, その削除を余儀なくされるということは, 検索事業者の表現行為の制約であることはもとより, 検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約であるともいえる(平成29年決定)。この趣旨からすれば, 当該事実を公表されない法的利益がURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を単に上回るのみならず, それが明らかな程度にまで至っていることが必要であるというべきである。このことは, 仮処分事件であっても, 本案事件であっても, 異なるところはない。」</p> <p>○名誉権: 「最高裁昭和61年6月11日判決・民集40巻4号872頁は, 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価, 批判等に関する出版物の販売等の事前差止めを求めた事案において, 表現内容が真実でなく, 又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって, かつ, 被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には, 名誉権に基づき差止めをすることができると判示した。昭和61年判決は, 当該事案における表現行為が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価, 批判等という表現の自由の根幹に関わる類型のものであり, かつ, 出版物の事前差止めという極めて強度の制約を求めるものであったため, 厳格な差止要件を定立したものと解されるものの, 表現の自由につき, その内容によって差がつけられるのかも疑問である。」</p> <p>「検索事業者による検索結果の提供は, 利用者がインターネットを通じて情報発信をしたり情報収集をしたりすることを支援するものであり, 現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤としての役割を果たしているから, 検索事業者による検索結果の提供が違法とされ, その削除を余儀なくされることとなれば, 検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約となる。」</p> <p>また, 弁論の全趣旨によれば, 本件検索結果の表示は, 既存の記事等についての検索結果を表示するものであって, 本件検索結果の基準日である平成30年12月7日より前にも同様の検索をしていれば同様の検索結果が得られていたと推認することができるから, 本件検索結果の削除は事前差止めには該当しないというべきである。しかし, 本件検索結果の削除が認められれば, 今後は同様の検索結果を得られなくなるから, 事前差止めほどではなくとも相当程度に強度な制約を表現行為に対して及ぼすこととなり, その限度で, インターネット情報流通の基盤としての情報検索に対する制限を及ぼすこととなる。</p> <p>そうすると, 人格権としての名誉権に基づき検索事業者による検索結果の削除を求めることができるのは, 昭和61年判決に準じて, 検索結果の提供が専ら公益を図るものでないことが明らかであるか, 当該検索結果に係る事実が真実ではないことが明らかであって, かつ, 被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合に限られるというべきであり, その主張及び立証の責任は被害者が負うというべきである。」</p>	(第1審)大阪地裁平成30年7月26日判決・D1-Law28274531(上告審)最高裁令和2年6月22日決定・28283881

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
16 [9] [10]	東京地裁令和元年10月18日判決・D1-Law29056397	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（医学部設置大学・その理事長）が、Y法人において運営する会員制の有料情報サイトにおいてY法人らが掲載した投稿記事が、Xの名誉を棄損すると主張して、Yに対し、名誉権による妨害排除請求権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	(※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で)「本件各記事が掲載及び公表され続ける限り、Xらに対して無形の損害が生ずるものであって、これによるXらの権利の侵害を防止するため、本件各記事の削除を命ずることが相当である。」	
17 [9]	東京地裁平成30年10月23日判決・D1-Law29052176	名誉毀損、肖像権、ブログサービスの投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（サイエンスタイター）が、Yにおいて運営するブログにYが投稿したXに関する記事によって、Xの名誉が毀損されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。	請求認容 (削除肯定)	「名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為の差止めを求めることができるのであって（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）、Xは、Yに対し、このような名誉権に基づく妨害排除請求権として、インターネット上の名誉毀損記事の削除を請求することができる」と解される。 そして、Xが削除を求める本件記載が名誉権を侵害するものであることが明らかであるとき、すわなち、本件記載が原告の社会的評価を低下させることが明らかであり、かつ、本件記載が公共の利害に関する事実当たらないことが明らかであるか又は本件記載において摘示された事実が真実でないことが明らかであるときは、Xは、Yに対し、これらの記事の削除を求めることができると解される。」	
18 [9]	徳島地裁令和2年2月17日判決・D1-Law28280788	名誉毀損、動画サイト上の投稿、差止請求権の基準、明らか	Xら（化学会社・その従業員）が、Y法人の運営する動画サイト（ユーチューブ）において氏名不詳者によって投稿された動画のタイトル及び動画の紹介記事が、Xの名誉・信用を毀損するものであると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該動画等の削除を求めるとともに、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償又は名誉回復のための処分を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。したがって、インターネット上の動画投稿サイトに投稿された動画等により自己の名誉を違法に侵害された者は、上記動画等の削除権限を有する当該動画投稿サイトの管理者に対し、人格権としての名誉権に基づき、当該動画等の削除を請求することができる」と解される。 もっとも、投稿動画等の削除は、一旦投稿された動画等を事後的に削除する点で事前差止めの場合とは異なるとはいえ、削除後の当該動画等による情報の流通が遮断される点で投稿者の表現の自由や閲覧者の知る自由を相当程度制約するものであり、また、通常、動画投稿サイトの管理者は当該動画等の内容には関知していないことから、違法性阻却事由を立証することは事実上困難であるといえる。そうすると、インターネット上の投稿動画等が、違法に名誉を侵害するものとして削除されるべきものであるか否かを判断するに際しては、上記の事情を十分に考慮すべきであるから、人格権としての名誉権に基づき動画投稿サイト管理者に対する当該動画等の削除を求めることができるのは、それが専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、当該動画等によって摘示された事実が真実ではないことが明らかであって、かつ、被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合に限られるというべきである。」	
19 [10]	東京裁平成29年11月8日決定・D1-Law28260798	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xが、Y法人（日本貿易振興機構）において作成・運営するウェブサイト上に掲載された報告書によって、Xの名誉が毀損されたと主張して、Y法人に対し、人格権に基づき当該報告書の削除を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。 中国での日本企業における「営業秘密流出を含む全体の流れにXが主体的に関与している旨を摘示」したことが問題とされている。	請求一部認容 (削除否定)	「Xは、人格権侵害を理由として、本件報告書が削除されるべきである旨主張する。しかし、人格権侵害に基づいて、ウェブサイト上の記事等の削除が認められるためには、少なくとも、その表現内容が公共の利害に関するものではないこと又は専ら公益を図るものでないことのいずれかが必要であると解される。ところ、本件記述が、公共の利害に関するものであり、かつ、専ら公益を図る目的でされたことは前記認定のとおりであるから、Xの人格権侵害を理由とする本件報告書の削除請求は理由がない。」 (※なお、本件は、事実が真実であることを認めることはできず、事実を信じるにつき相当な理由があるともいえないとして、名誉毀損の成立を認め、損害賠償請求は認容した。)	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
20 [10]	東京地裁令和2年2月27日判決・D1-Law29059232	名誉毀損、プライバシー、SNSの投稿記事、差止請求権の基準、明らか	日本IBMの従業員であったXが、かつて交際していたYによりSNSや電子掲示板に投稿された記事によって、Xの名誉権やプライバシーが侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき本件アカウント及び当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「その投稿は、公共の利害に関する事実に係るものとはいえず、専ら公益を図る目的に出たものともいえないというべきである。また、その投稿は、Xの同意が認められたり受忍限度の範囲内といえたり他の法益が優越したりするものともいえないというべきである。 このため、本件記事は、Xの名誉権やプライバシーを侵害するものといえる。」 「本件記事の摘示する事実を公表されないXの名誉権やプライバシーが当該事実を公表するYの表現の自由に優越することは、前記のとおり、明らかである。 また、本件アカウントは、X等の男性から独身と偽られたり精神的肉体的なDVを受けたりした女性被害者の会を立ち上げ、参加者を募っていること等を訴える記事が大量に投稿されているから、記事を個別に削除するだけでは権利の救済として不十分であり、上記アカウント自体がXの名誉権やプライバシーを明白に侵害するものといえる。」 「したがって、Xは、Yに対し、本件アカウントと本件記事の削除請求権を有している。」	
21 [10]	東京地裁令和2年12月21日判決・D1-Law28290544	パブリシティ権、名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	芸能人であるXが、出版社であるYにおいて、Xが私立大学に裏口入学をしたこと等を内容とする記事をインターネットウェブサイト上で配信したことが、Xの名誉を毀損すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「本件各記事等の内容は、原告の社会的評価を看過できない程度に低下させるものというべきであって、原告の名誉を毀損するものと言わざるを得ない。したがって、被告が本件各記事等を作成し掲載した行為は、原告に対する名誉毀損行為に該当するというべきである。」 本件各記事等に記載された内容が依存する「コンサルタントの陳述の信用性を具体的に認めるに足りる客観的な証拠も見当たらないものであり、その内容が真実であることの証明があったとはいえない。」さらに、「本件経営コンサルタントの陳述を真実であると信じるにつき相当な理由があったとは認められないものというべきである。」 「前記のとおり、本件記事は、Xの名誉権を違法に侵害するものであるといえるから、Xは、Yに対し、人格権としての名誉権に基づく侵害差止請求として、本件記事の削除を請求することができるというべきである。」	
22 [10]	東京地裁平成29年10月17日・判決D1-Law29037915	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（印刷会社・その役員）が、X会社の元従業員であるYに対し、Yがインターネット上に投稿した記事により、X会社らの名誉等が侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき投稿記事の削除を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「以上によれば、本件投稿記事は、いずれも、Xらの名誉を毀損するものである。また、本件においては、その違法性等を阻却するに足りる事情についての具体的な主張、立証はない。よって、本件投稿記事の削除を求めるXらの請求には理由がある。」	
23 [10]	東京地裁平成30年8月8日判決・D1-Law29053631	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（不動産会社・その役員等）が、Yにおいて管理するウェブページに掲載された投稿記事が、Xらの名誉、信用等を害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。 記事の内容は、Xらが「巨額の脱税をし」、「脱税の指南をし」、「反社会的勢力である」かのように受け取られるというもの。	請求認容 (削除肯定)	(※本件記事がXらの社会的評価を低下させるものであることを認定した上で)「Xらは、いずれも私企業ないし私人であるところ、その経済活動に係る情報が必ずしも公共性のある事実ということとはできないことに加え、本件全証拠によっても、本件記事で指摘された事情が公益を図る目的でなされたとか、その指摘された事実と真実性があるといえる程度に具体的な資料に基づいてなされたことをうかがわせる事情を認めることはできない。そうすると、本件記事の掲載に係る正当性を認めることもできない。 以上からすれば、Xらは、Yに対し、その人格権に基づき、本件記事及び本件ウェブサイト中の本件記事に係る題名部分の削除を求めることができる。」	
24 [10]	東京高裁平成30年7月12日判決・D1-Law28263992	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（清算中の医療法人）が、Yにおいて管理するウェブサイト上の投稿記事により、Xの人格権（名誉権）が侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。	控訴棄却 (削除肯定)	「本件削除対象投稿の内容が、いずれもXの社会的評価を低下させるものであって、Xの人格権に基づく名誉権を侵害するものと認められること、本件削除対象投稿はXに対し金銭による損害賠償のみでは回復困難な損害を与えることが明らかであることは、前記のとおりであり、Xが既に解散して、清算法人となっているとしても、清算法人として存続している以上、人格権に基づく名誉権を有しなくなったものと解することはできず、Xは、人格権に基づく妨害排除請求として、Yに対し、本件削除対象投稿の削除を求めることができると解するのが相当である。」	(第1審) 東京地裁立川支部平成29年12月13日判決・D1-Law28263994

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
25 [10]	東京高裁平成30年1月17日判決・D1-Law28260878	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（NPO法人・その代表者）が、Yにおいてウェブサイト上に投稿した投稿記事によってXの名誉が毀損されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	控訴棄却（削除否定）	本件各投稿行為はXの名誉を違法に侵害するものであるが、「本件各投稿行為の回数、態様、本件各投稿記事の内容のほか、Yは原判決が言い渡された後も、これらの記事と同趣旨の投稿を繰り返していることからすれば、Yが任意に本件各投稿記事を削除することは期待し得ないこと、本件各投稿記事は、いずれもXの名誉を毀損するものであるから、Yに保障された表現の自由の観点から見ても、保護されるべき要請は極めて乏しいことなどからすると、違法性の程度は決して軽視し得るものではなく、Xの名誉を回復するためには、Yに対し、金銭賠償を命じるほか、本件各投稿記事の抹消を命じる必要性が高いといわざるを得ない。したがって、Xらの抹消請求は、いずれも理由がある。」	(第1審) 東京地裁平成29年7月19日判決・D1-Law28260876
26 [10]	東京地裁平成30年11月30日判決・D1-Law29052934	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X（資格試験予備校の元講師）が、Yら（ジャーナリズムコンテンツを提供・販売するY会社・その代表者Y）の運営するインターネット上のニュースサイトに掲載された投稿記事が、Xの名誉を毀損すると主張して、Y会社に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、Yらに対し、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「前判示のとおり、本件記事は、Xの名誉を毀損するものであるところ、Y会社は、本件サイトの運営主体として、本件サイトに本件記事を掲載したものであるから、民法709条及び710条に基づき、Xに対し、本件記事の掲載によりXが被った損害を賠償する責任を負う。そして、Xは、本件記事の掲載により、なおも継続して名誉を毀損されているものであるから、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、本件サイトの運営主体であるY会社に対し、本件記事の削除を求めることができるものというべきである。」	
27 [10]	東京地裁平成30年6月28日判決・D1-Law29050392	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X（投稿記事において総会屋とされた者）が、Y（ヤフー）において運営・管理するサービス内で提供されている掲示板に投稿された投稿記事がXの名誉と信用を毀損すると主張して、Yに対し、人格権としての名誉権に基づき、本件投稿記事の削除を求めた事案。	請求認容（削除肯定）	「本件投稿記事は、全体として、Xの名誉を毀損し、人格権を侵害するものであるにもかかわらず、その削除を求めることができないとすれば、Xの人格権が侵害される状態が今後も継続することとなるから、Xの名誉回復のための必要最小限の手段として本件投稿記事を削除する必要性が認められる。 他方、Yは、前記認定事実記載のとおり、本件掲示板を管理・運営する者として本件投稿記事について削除措置を講ずることのできる地位にある。 これらの事情に照らせば、Xに対する権利侵害の状態を速やかに止めるために、Xとしては、本件掲示板を管理・運営するYに対して本件投稿記事の削除を請求することができるというべきである。」	
28 [10]	東京地裁平成30年6月19日判決・D1-Law28270331	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿、差止請求権の基準	X（覚醒剤の罪で逮捕された元プロ野球選手と交際していたことがある）が、Y1（出版会社）の管理するウェブサイト及びY2（ノンフィクション作家）の管理するウェブサイトに掲載された、Y2執筆による投稿記事が、Xの名誉を毀損すると主張して、Yらに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。 記事の中には、Xが覚醒剤の使用、譲受け及び譲渡という犯罪を行っていることを摘示するものがある。	請求一部認容（削除肯定）	「上記3のとおり、本件訂正後記事がXの社会的評価を低下させるものであり、これがインターネット上のY1のウェブサイト及びY2ウェブサイト誰でも閲覧することができるものであることからすると、Xの名誉毀損状態は継続していると認められ、これを止める必要性があるといえる。これについて、Yらは、Y2がY2ウェブサイトから本件訂正後記事を削除したことを示す報告書を提出するものの、Y2の供述及び証拠も併せると、上記ウェブサイトから本件訂正後記事が完全に削除されたとは認められない。したがって、XのYらに対する本件訂正後記事の抹消請求には、いずれも理由がある。」	
29 [10]	東京地裁平成29年11月27日判決・D1-Law28260800	名誉毀損、名誉感情、ブログサービスの投稿記事、差止請求権の基準	Xが、Y（後記女優Bの長男）においてそのブログ上に投稿したXを誹謗中傷する記事が、Xの名誉を毀損し、名誉感情を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をするとともに、民法723条に基づき、当該投稿記事の削除を請求した事案。 なお、Xは、元インドネシア共和国大統領夫人で、現在は日本を拠点としてタレント活動等を行っている者であり、争われた記事の内容は、著名な女優Bの葬儀におけるXの発言が問題とされたもの。	請求一部認容（削除肯定）	「上記(1)及び(2)のとおり、本件ブログ記事の投稿によりXの社会的評価は低下したと認められ、本件ブログ記事はインターネット上で誰でも閲覧できるものであり、本件ブログ記事が削除されたことをうかがわせる証拠はないことからすると、Xの名誉毀損状態が継続していると認められ、これを止める必要性は肯定できる。したがって、本件ブログ記事の削除を求めるXの請求は、本件ブログ記事のうち、Yの社会的評価の低下が認められない本件ブログ記事6、違法性阻却が認められた本件ブログ記事2（ただし、「この男は真っ赤な嘘をついています。」との部分に限る。）及び同3を除いた部分について認められる。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
30 [11]	東京地裁平成30年1月30日判決・D1-Law29049080	名誉毀損, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(人材派遣会社創業者)が, Y1(右翼団体の主催者)において運営するウェブサイト上にY1が掲載した投稿記事によって, Xの名誉・信用が毀損されたと主張して, Y1に対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求するとともに, Y1ら(前記団体の関係者)に対し, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除肯定)	「本件ブログ記事及び本件サイト記事のうち, Xの名誉・信用を違法に侵害する部分は, 前記1(2)のとおり, 別紙5「削除箇所目録」記載の部分であり, Xの名誉を回復するための措置として, 同部分を削除する必要があるから, Xの記事の削除請求はこの限度において理由がある。 本件ブログ記事及び本件サイト記事のその他の部分については, Xの名誉・信用を毀損するものではないから, Xの削除請求のうち, これらに係る部分については, いずれも理由がない。」	
31 [11]	東京地裁平成31年4月24日判決・D1-Law28273432	アイデンティティ権, 名誉毀損, ブログサービスの投稿記事, 差止請求権の基準	X(音楽関係の団体)が, Y(一般利用者向けのブログサービスを提供する法人)において提供し管理運営しているブログサービスにおいて掲載された投稿記事の内容が, Xのアイデンティティ権を侵害し又は名誉を毀損していると主張して, Yに対し, 人格権に基づき, 当該ブログ自体の削除を求めた事案。	請求認容(削除肯定)	「前記2でみたところによれば, 本件記事の掲載は, Xの名誉を毀損する違法なものであることが明らかであるといわなければならない。併せて, 前記2(3)でみたところによれば, 本件記事が掲載されたブログは, 本件記事を作成し掲載した者がのみこれを利用して記事を掲載することができる一方で, Xがこれを利用することはできない状況にあることが認められ, このような事実を鑑みると, Xは, Yに対し, 人格権に基づき, 本件記事の削除はもとより, このような記事が掲載されたブログそのものの削除も請求できると解される。」	
32 [11]	東京地裁令和元年9月12日判決・D1-Law29056802	名誉毀損, 検索結果, 差止請求権の基準	X(会社の元代表者)が, Y(同会社の元従業員)においてインターネット上に投稿した記事が, Xの名誉を毀損していると主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除肯定)	(※Yの名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償責任を認定した上で)「よって, Xの請求は主文第1項(※損害賠償の支払い)及び第2項(※投稿記事の削除)の限度で理由があるからこれをいずれも認容する。」	
33 [11]	東京地裁令和元年8月28日判決・D1-Law29055976	名誉毀損, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(ペット用サプリメント販売会社)が, Y(ペット関連のブロガー)においてブログに投稿した記事によりXの名誉・信用が著しく毀損されたと主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づき, 損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除肯定)	(※Yの名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償責任を認定した上で)「よって, Xの請求は, 不法行為に基づく損害賠償金140万円及びこれに対する不法行為後である平成30年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払, 並びに名誉毀損に基づく本件各記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。」	
34 [11]	東京地裁平成30年12月4日判決・D1-Law29051312	名誉毀損, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	Xら(美容外科医院を開設する医療社団法人X1とその代表医師X2)が, Y(美容外科医)において運営するブログにYが投稿した記事が, Xの名誉・信用等を棄損すると主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, Y及びYが代表を務める医療社団法人に対し, 不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除否定)	「(1) 前記1(2)で判示したとおり, 本件記事1は, リンクの連鎖を通じて, X2に関する記事と特定可能なものであるが, 当該連鎖を経由する読者の多寡の面では, その影響は限定的なものというほかない。また, 本件記事1は, 前記1(1)イのとおり, 事実摘示〈1〉につき, 患者からの伝聞として記載しており, また, 前記1(2)イ(イ)のとおり, 事実摘示〈2〉についても, 患者の誤解の可能性を記載しているものであって, この点で, Xらの社会的評価の低下の程度は相当程度緩和されるものと認められる。 (2) これに加え, Xら提出の証拠によっても, X医院の来院者等が, 本件記事1の掲載後に具体的な影響を受けたものとは直ちに認め難いことを併せ考えると, 本件記事1に起因するX2の精神的損害及びX1の信用棄損に係る損害は, 金銭に評価して, それぞれ5万円をもって相当と認める。 (3) また, Xらは, 本件記事1について謝罪文の掲載を請求するが, 前記(1)及び(2)で述べたところによれば, Xらの名誉回復のため, 損害賠償に加えて, 謝罪広告又は本件記事2の削除の必要性があるものとはいえず, 上記請求は理由がない。」	
35 [11]	東京地裁平成30年10月5日判決・D1-Law29051926	名誉毀損, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(元衆議院議員)が, Y(Xの後援会名簿の管理等を行っていた者)においてウェブサイト上にした投稿記事によって, Xの名誉が侵害されたと主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容(削除否定)	「上記の判示のとおり, 本件各投稿は読み手に真実と受け取られる可能性が高くはない上, Xの名誉を毀損する部分はその一部に限られること, 本件訴訟の判決を受けた後も, YがXに対する名誉毀損を続ける具体的危険があるとまでは認められないことからすると, Yの各ブログのうち, 投稿(1)及び(8)ないし(10)の記事が削除されなくとも, 金銭賠償によってXの精神的苦痛が十分に軽減されると考えられるため, 金銭賠償に加えてこれらの投稿の削除を命じるまでの必要性があると認めることはできない。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
36 [11]	東京地裁令和元年6月28日判決。D1-Law29057241	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（一般女性）が、Y（Xの元友人であり、漫画家）において描いた、Xをモデルとした女性キャラクターFが登場する漫画がXの社会的評価を低下させるものであり、Yが本件漫画をウェブサイト上に掲載したことは、Xの名誉を毀損すると主張して、Yに対し、人格権に基づき、本件漫画のウェブサイトからの削除及び一切の方法による公表の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	<p>「(1) 人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁）。</p> <p>どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けおそれがあり、かつ、その回復を事後に図ることが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである（最高裁平成13年（オ）第851号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民集第207号243頁参照）。</p> <p>(2) 本件漫画は、現在、B、C、D及びEにおいて、閲覧可能な状態にあり、前判示のとおり、本件漫画の掲載による原告の社会的評価の低下が限定的なものにとどまるとしても、この状態を放置すれば、新たにFと原告を同定し得る者が本件漫画の読者となることにより、原告の社会的評価が更に低下するおそれが認められる。他方、被告は、いったん公開した本件漫画について、これを原告の法益を侵害してまでウェブサイトに掲載し続ける必要性は、特段うかがわれず、また、被告において自ら掲載した本件漫画をウェブサイトから削除することは、それほど困難なことではない。</p> <p>そうすると、B、C、D及びEに掲載された第1話、第4話、第7話、第8話及び第10話～第14話については、現に行われている侵害行為を排除するために、これを削除するものとするのが相当である。</p> <p>したがって、原告は、被告に対し、B、C、D及びEに掲載された第1話、第4話、第7話、第8話及び第10話～第14話の削除を求めることができるが、その余の削除を求めることはできない。」</p>	